

Discussion Paper No. 13
Toyota Technological Institute

左派完全自由主義の
正義論

浅野幸治

豊田工業大学

目次

序	1
第1節 R. ノージックの歴史的権原理論	2
第2節 J. ロックの労働所有権論	3
第3節 資源の初期配分の正義	7
第4節 地球基金	10
第5節 若干の検討	11
参考文献	20

序¹

現代において正義論²を考えると、有望な考え方としては自由主義しかない。共同体主義や共和主義や多文化主義は有望ではないのか、と問われるかもしれない。しかし共同体主義や共和主義や多文化主義は、自由主義を否定するというよりも、個人の自由をだいたいにおいて前提したうえで若干それを修正するという、自由主義の内部での話である。他方、社会主義やマルクス主義と呼ばれる見方は、実践的にはソ連をはじめとする共産主義政権の崩壊によって、理論的にはロバート・ノージックによる自己所有権の主張によって打ちのめされたと言ってよい（ノージック：284, 289～90）³。自己所有権が社会主義にとっていかに破壊的かは、眼球くじの例を通してコーエンによってよく示されている（コーエン：99）。そうすると有望な選択肢としては自由主義しかない。

自由主義のなかでも、理論家の間で優勢なのは自由平等主義である。この見方は、自由の原理と平等の原理という2つの原理から成る。共同体主義や共和主義や多文化主義も、自由主義になにか別の原理を導入することで成り立っている。その結果、こうした種類の自由主義は、自由の原理とそれとは違う別の原理とをどのように組み合わせるかという点が論者によりまちまちになり、恣意的という観を免れない。それに対して、理論的にすっきりしているのは、自由の原理一本やりで行こうとする完全自由主義である。

しかしながら、完全自由主義として一般に知られている右派完全自由主義には、既存の財産権秩序を無批判に前提するという落ち度がある。そのため、右派完全自由主義は、非常に保守的な思想になる。他方で、自由主義を受け入れて、なおかつ左派的な直観を保持しようとするれば、どうなるか。そのような試みとして生まれたのが、運の平等主義という考え方である。運の平等主義は、ジョン・ロールズに端を発する——ロールズは、それを「道徳的観点からは恣意的だ（arbitrary from a moral point of view）」という表現で表していた（Rawls：72、ロールズ：98）。このロールズの見方

¹ 本稿は、2015年9月に京都生命倫理研究会（滋賀大学）で発表した原稿に若干の加筆修正をしたものである。

² ここでは特に、配分的正義の問題を考えている。

³ 自己所有権については、コーエンによる説明も参照（コーエン：96）。

に触発されて、本人の責任に帰すことのできない遇運については、その本人にとって不利となる社会経済的影響を無効化しようとするのが、運の平等主義（Luck Egalitarianism）である。私がこれから述べる左派完全自由主義の正義論も、この運の平等主義の1種だと言える。ただし、左派完全自由主義は、左派的な要素を取り込むに際して自由の原理とは別の原理を導入するのではなくて、ある種の平等を自由の原理の必然的な1部として理解する。だから、左派的な要素を取り込みながら、なおかつ完全自由主義であり続けることができるのである。

では、平等が自由から派生するというのは、どういうことか。すべての人間は自由であり、人間の間には支配・従属の関係がない——その意味で、すべての人間が平等である⁴。例えばジョン・ロックは、すべての人間が自由で平等だと述べる時、自由と平等をそのような意味で理解している（ロック：第2章4節）。だから、平等をこのように自由の必然的な1部として理解することは、思想史的観点から見れば、奇抜なことではない。言い換えると、平等を自由の必然的な1部として理解する左派完全自由主義にも、整合的な思想として成立する十分な見込みがある。

第1節 R. ノージックの歴史的権原理論

左派完全自由主義は、完全自由主義の1種である。したがって、まずはノージックの歴史的権原理論から始めよう。歴史的権原理論は、次の3つの原則によって表される。

- 1、獲得（原始取得）の正義の原理に従って保有物を獲得する者は、その保有物に対する権原をもつ。
- 2、ある保有物に対する権原をもつ者から移転の正義の原理に従ってその保有物を得る者は、その保有物に対する権原をもつ。
- 3、上の1と2の（反復）適用の場合を除いて、保有物に対する権原をもつ者はない。

（ノージック：256）

この歴史的権原理論がどういうものか、例を使って確認しておこう。例えば、私が自転車を持っているとしよう。私のこの所有は正当か。おそらく、もし私が自転車を他の誰かから買ったりもらったりしたのであれば、私には自転車に対する正当な所有権がある

⁴ つまり、自由という道徳的資格の平等である。他の点での平等ではない。したがって、この原理は、自由・平等の原理と呼んだほうがいいかもしれない。

だろう。ただし、このことは、私に自転車を売ったり譲ってくれたりした人——Aさんとしよう——が自転車を正当に所有していたことを前提している。それでは、Aさんの自転車の所有は正当だったのか。おそらく、もしAさんがその自転車を他の誰か、例えばBさんから買ったりもらったりしたのであれば、Aさんには自転車に対する正当な所有権があったのだろう。ただしこのことは再び、Bさんが自転車を正当に所有していたことを前提している。こうして私の正当な所有権は、Aさんの正当な所有権、Bさんの正当な所有権と遡及していく。言い換えると、私の正当な所有権は、正当な所有権者から次々と正当に移転されてきたものでなければならない。これが上の原則2の反復適用である。

では移転の正義の原理は何か。自由な同意である。すなわち、Bさんの保有物をAさんに移転することは、BさんとAさんの両方がそのことに同意する場合かつその場合のみ、正しい⁵。だから、有償や無償の譲渡は正しく、窃盗や強奪や詐欺は間違いなのである。

しかしながら、正当な所有権をこのように永遠に遡及し続けることはできない。どこかで、保有物を他人から得たのではない、最初の所有者がいなければならない。では、その人はどのようにして正当な所有権を獲得したのか。それが原始取得の正義という問題である。実際に、これが私有財産論で主として問題になる点である。

第2節 J. ロックの労働所有権論

ノージックは、原始取得の正義の理論としてロックの労働所有権論を受け入れているように思われる。ロックの労働所有権論は、次のように述べることができる。

- 1、人が労働を加えた物はその人の私有財産になる⁶。
- 2、（自然の恵みが）共有物として他人にも十分に、そして同じようにたっぷりと残されている場合⁷（ロック：第5章27節）。

⁵ ただし、例外はある、例えば賠償の場合である。

⁶ ここでは、人がいかにしてなに物かの最初の所有者になることができるのかについて論じている。だから、このなに物かは、人が労働を加える以前の、無主のものである。反対に、もし私が他人の保有物に労働を加えたとしても、その物は私のものにならない。私が自分の労働を喪失するだけか、悪くすれば、他人の保有物を傷つけたことになる。

⁷ 「十分に、そして同じようにたっぷり」とは、英語では、「enough, and as good」であ

3、ものがそこなわれないうちに生活の何かの便宜のために人が利用できるかぎり⁸
(ロック：第5章31節)。

ノージックは、この第2の原則を「ロック的但し書き」と呼ぶ(ノージック：295～306)。話を単純にして、自然資源が土地だけであるとしよう。実際に、土地の上にある物も土地の中にある物も土地に付属すると考えられるので、土地は自然資源の中で断然重要である⁹。ロックは、『創世記』の時代¹⁰にも、またロック自身の時代17世紀でも北米大陸では土地が十分にあったと考えているようである。つまり、人間の必要以上にあったと考えているようである。それは、人口が少なく、1人が利用できる土地の広さに限りがあり、利用可能な土地面積が非常に広大だからである。だから、ロック的但し書きが充たされ、人は対象に労働を加えることによって私有財産を獲得できるとロックは考えたのだろう。しかし、人口が増え、技術や機械の進歩によって1人が利用できる土地面積が広がっていったとき、ロック的但し書きは充たされなくなる。人口が十分に多ければ、いつか必ずすべての土地が所有し尽くされる。

この点も、ノージックが鮮やかに示してくれている。話をさらに単純にして、すべての土地が均質でかつ有限量しかないとしよう¹¹。そこで最初に、Aさんが土地をs分量だけ、労働によって所有するとしよう。そのとき、Bさんにも同じ分量の土地がまだ残されている。そこで次に、Bさんもs分量の土地を労働によって所有するとしよう。そのとき依然として、Cさんにも同じ分量の土地が残されている。さらに次に、Cさんもs分量の土地を労働によって所有するとしよう。こうしていくと最後に、Zさんにはもはや土地が残されていない。Yさんが最後の土地を所有したからである。したがってY

る。それについてかつて私は、資源の量と質とを述べたものと理解して、「十分なだけ同様な質の物が」と訳していた(浅野2006：2)。しかし今は、質の低さが量の多さで補われるということがあると思うので、enoughとas goodを別々の条件と考える必要はなくて、両方まとめて「同じだけの価値の物が」という意味になると理解している。この点で森村に賛成である(森村：143)。

⁸ この第3の原則の含意は、本論にとって直接重要ではないので、ここでは論じない。

⁹ それ以外の自然資源として考えられるのは、海や川などの水域と行動範囲が非常に広い渡り鳥、それから空気くらいのものである。

¹⁰ 『創世記』で描かれている時代のことである。

¹¹ 土地が有限量しかないというのは、事実なので、話を単純にするための単なる想定ではない。

さんは、Zさんに同じだけの土地を残せないで、s分量の土地を正当に所有することができない。とすると、Yさんの直前の人Xさんも、Yさんに同じだけの土地を正当に所有できるものとして残せないで、s分量の土地を正当に所有できない。こうして、Wさん、Vさんと順々に遡っていき、結局、最初の人Aさんも、Bさんに同じだけの土地を正当に所有できるものとして残せないで、s分量の土地を正当に所有することができない、ということになる（ノージック：295～296）。

この遡及議論の教訓は何か。利用できる土地の面積がLで、人口がPであったとすれば、人は、他のすべての人にも同じだけのものを残せるところまでしか、つまりL/Pまでしか土地を労働によって所有できない、ということである。言い換えると、L/Pまでは、誰でも、土地に自らの労働を加えることによってその土地を私有化できる。このことは、土地が誰でもが欲するような財であり、かつ土地がほどほどに希少であることを考えると、実質的に、土地の均等配分を命じていることになる。これが、ロック流の労働所有権論から出てくる、原始取得の正義論である。

ただしノージックは、こうした道行きをとらない。それは、ノージックが、ロック的但し書きを文字通りの意味というよりも、弱い意味で解釈するからである。私は、この点に関してノージックに賛同しないので、ノージックの解釈について一言述べておく。ノージックによれば、弱い意味でのロック的但し書きは、他人の生活状況を悪化させないということを意味する。つまり、同じ種類の物が残されていなくてもいい、生活水準が下がらなければいいのである¹²。ここで「悪化」という表現は比較の対象、いわゆる基底線（基準線）を前提とする。この基底線を私有財産制度が導入される以前の状態として、ノージックは私有財産制度を評価し、次のように述べる¹³。

比較のための基底線が、私的専有を伴う社会の生産性と比較して極めて低い
（ノージック：303）

¹² これに対して、文字通りの意味では、ロック的但し書きは、同等の資源が残されていることを要求すると思われる。

¹³ 私有財産制度導入以前の世界と違って、特定の人所有物は、所有権者が1人であろうと100万人であろうと、すべて私有財産である。したがって例えば、100人の部族が一定の土地を所有しているとしよう。その土地は、その部族の100人に共有であるけれども、他のすべての人を排除しているという重要な意味で私有である。

つまり私有財産制度は生産性を向上させることでロック的但し書きを充たすので、私有財産は正当だ、というのである。

しかし、ノージックの解釈の問題点は、ほとんどどんな私有財産制度でも正当化されてしまうということである。それは、私有財産制度が導入される以前の原始的生活水準が、ノージックも言うように「極めて低い」からである。そのように極めて低い基底線と比べれば、ほとんどどんな財産制度でも正当化されてしまう。正当な財産制度を不正な財産制度から区別できないのである。例えば、土地の総面積がLで、人口が200人だとしよう。この200人の中で、最初の100人（尾張人と呼ぶことにしよう）が土地に労働を加えて、すべての土地を所有してしまったとしよう。そうすると、後の100人（三河人と呼ぶことにしよう）には、なんの土地も残されていない。三河人には、耕作する土地どころか、寝る場所も立っている場所さえもない。労働するためにも地上にいるためにも、尾張人の中の誰かの許可を得なければならない。

すると尾張人は、どのような条件で許可を出すだろうか。尾張人は、三河人とどのような契約を結ぶだろうか。このとき、尾張人と三河人とは、交渉力に絶対的な差がある。土地を所有している尾張人は、土地を所有していない三河人と契約を結ばなくても、特に困りはしないだろう。他方、三河人は、尾張人から土地を利用させてもらえなければ、生きることも存在することもできない。尾張人は、このことが分かっているので、できるだけ有利な条件で契約を結ぼうとするだろう。すなわち、生きざりぎりの生活をかろうじて許すだけの高い地代で三河人に土地を貸すだろう。場合によれば、さらに付帯的な義務を課してくるかもしれない。

このような状況は、身分制社会と変わりがない。すなわち、三河人は、尾張人に隷属している。尾張人は、契約内容を自由に指図できるからである。さらに、付帯的な義務を課す場合には、もっと直接的に三河人を支配できるだろう。それでもノージックによれば、生産性の向上によって三河人の生活水準が私有財産制度導入以前よりもましなものである限り、尾張人の土地所有は正当化される。しかし、このように三河人が隷属状態にあることは、すべての人間が自由で平等だという原理に反している。したがって、このような状態を招来する限り、ノージックの解釈は適切ではない¹⁴。

¹⁴ 三河人の生活水準が人間的にまともなものとなるように尾張人と三河人の契約関係を律すれば、その私有財産制度は正義に適うのではないか、と思われるかもしれない。例えばロール

ノージックは、比較の対象たる基底線を極めて低いところに定めるので、ほとんどどんな財産制度も正当化されてしまう。しかし別の基底線と比べれば、ノージック流の野放図な私有財産制度は、他人の生活状況を悪化させ、ロック的但し書きを充たさない（コーエン：107～112）。よって正当化されない。例えば、尾張人ではなくして三河人が先に土地に労働を加えて、すべての土地を所有してしまったとしよう。この場合も、土地から排除された尾張人の生活水準は、三河人のために働くことによって、私有財産制度導入以前よりもましなものになるだろう。このとき、土地を所有した三河人の生活水準は非常によいものになっているだろう。この状況と比べた場合、先の想定——尾張人がすべての土地を所有してしまう状況——は、三河人の生活状況を悪化させる。したがって、尾張人の土地所有が正当化されない。言い換えると、先に労働を加えたということだけでは、資源の原始取得を正当化できるほど十分強力ではない、ということである。

私たちは、ノージックに反して、ロック的但し書きを真剣に受けとめる必要がある。そうすると上の遡及議論の教訓は、すでに述べたように、人は、自分の均等な取り分までしか土地を労働によって所有できない、ということである。

第3節 資源の初期配分の正義

上では、ロックの労働所有権論に沿って議論をした。ここでは、もう1度、ロックの労働所有権論を離れて、新たに考えてみよう。もう1度、利用できる土地の面積がLで、人口がPであるとしよう。ここで私たちの想定は、Lが有限で、Pが非常に多いということである。さらに私たちは、土地が万能の資源であり、人間がほどほどに利己的であり、したがって人間は（より少しの土地よりも）より多くの土地を欲するものと想定しよう。そうすると、人間は、希少な資源をめぐって競争的な状況にある。誰もが欲

ズの正義論を、そのような方向の正義論と見なすことができるだろう。実際に、ロールズの格差原理は、社会的協働によって生み出された富の分配に関わっており、最も恵まれない人たちの生活水準が最もよくなることを——そうなるような社会の基本構造を——（公正として）要求する。しかし、社会的協働に投入される資本財を誰が所有していたかということが、社会的協働によって生み出された富の配分に影響しないではない。その点で、社会的協働以前の財の配分を問題にしないロールズの正義論は、不備がある。例えば、三河人と尾張人が三河人の労働によって生産された富をほぼ平等に分ち合うとしよう。それでも三河人は、尾張人に隷属している。

しがる希少な資源をどのように分配すれば、正義に適っているのか。

すべての人間は自由で平等なので、すべての人間には道徳的に同じ資格があり、政治的にも同じだけの発言権がある。とすれば、自然資源を人々に分割する方法としては、均等配分しか考えられないだろう¹⁵。これが直観的に自明な方法である。誰にも、他人より多くの資源を要求する資格がないだろうからである。かくして、資源の初期配分の正義とは、均等配分だということになる。

この初期配分の正義論は、第2節で述べたロックの労働所有権論とは少し違う。ロックの労働所有権論では、所有権の獲得に、労働を加えるという要件があった。しかし、ここの初期配分の正義論では、労働は必要ではない。労働しなくても、資源を配分してもらえる。それはなぜかといえば、ここで問題となるのは、労働が加えられる以前の自然資源の配分だからである。では、ロック流の労働所有権論が無用になるのかと言えば、そうでもない。労働の成果・産物が労働した人のものだという洞察は、依然として有効だからである。それは、自分のものに自分の労働を加えて出来たものは、その全体が自分のものだという意味である¹⁶。

そうすると、どうなるだろうか。私たちの想定では、土地がLで、人口がPである。すると、 L/P が各人への初期配分である。各人は、自分の L/P に労働を加えて生きていくだろう。労働し生産し、行為し選択し、他人と財を交換し、消費して生きていくだろう。そうして70年後に死んでいくとしよう。そのとき、3つのことが起こっていると考えられる。第1に、財の中には土地だけではなくて、土地から取られ生産された財（動産）もあるだろう。第2に、土地が不均質になっているだろう。ある土地は肥沃になっていたり、別の土地は宅地になっていたり、さらに別の土地は荒れ放題になっていたりするだろう。第3に、出発点においては各人の財は平等に配分されていたけれども、終点——人生の終わり——においては各人の財はおそらく不平等に配分されているだろう。この不平等な配分は、それが各人の自由な選択の結果であるかぎり、正しい。この点をノージックは次のように述べている。

¹⁵ ロック的但し書きの背後にあるのも、おそらく、こうした自由・平等の原理からの推論であろう。

¹⁶ ただし反対に、自分のものでない物に自分の労働を加えても、出来た物は自分のものにはならない。

ある配分が、別の正しい配分から正当な方法によって生ずるなら、その配分は正しい。（ノージック：256）

こうして人々が人生を終えたとき、すべての財産は無主の状態に戻る。そのときの総資源価値は、最初にあった土地 L の価値よりも大きくなっているかもしれないし、小さくなっているかもしれないし、同じであるかもしれない。おそらくは労働の成果として、総資源価値は大きくなっているだろう。

この70年後の総資源価値を、GRV（Gross Resources Value）と呼ぶことにしよう。そうすると、第2世代の人口が P_2 とした場合、各人への均等配分は、 GRV/P_2 になる。これだけの初期配分から、第2世代の人々は人生を始める。人々は、やはりさまざまな生産活動や経済活動を営んで生きていき、そして70年後に亡くなっていくとしよう。そのときの総資源価値を、 GRV_3 で表すことにしよう。そうすると、第3世代の人口が P_3 とした場合、第3世代の各人への均等配分は、 GRV_3/P_3 になる。これだけの初期配分から、第3世代の人々は人生を始めて、自由に生きていこう、等々。こうしたものが、配分的正義に関する左派完全自由主義のごく単純な見通しである。

しかしながら、このような見通しは、あまりにも単純であって現実的ではない。というのは、人々は同時に人生を開始するわけではない。同時に亡くなるわけでもない。後の世代の人たちは、前の世代の人たちが亡くなった後で、人生を始めるわけでもない。実際には人生が時間的に重なり合いながら、人々は次々に誕生し、次々に死んでいく。長生きする人もいれば、若死にする人もいる。そこで話をもう少し現実的にしよう。第1世代の人たちが活着している間に、 $P+1$ 番目の人が生まれてきたとしよう。 $P+1$ 番目の人にも、自然資源の平等な取り分に対する権利がある。この平等な取り分は、どれだけだろうか。 $L/(P+1)$ になる。ところが問題は、すべての土地はすでに配分済みであって、 $P+1$ 番目の人には何も残っていないことである。どうすればよいのか。考えられるのは、金銭による賠償である。今の場合、第1世代の P 人は、それぞれが $L/(P+1)P$ に等しい金額を $P+1$ 番目の人に支払えばよいだろう。そうすると、 $P+1$ 番目の人は、 $L/(P+1)$ という平等な取り分を金銭の形で受けとることになるし、第1世代の P 人も、それぞれの取り分が $L/(P+1)$ になる。

金銭による賠償というこの方法には、便利な点がある。第1に、上での想定と違って現実には、すべての土地が均質なわけではない。実際に、よい土地もあれば、それほどよくない土地もあるだろう。第2に、すべての人が同じ面積の土地を得ているわけではない。現実には、広い土地を所有している人もいれば、小さな土地しか所有していない人もいるだろうし、おそらくは土地をまったく得ていない人もいるだろう。もし第1世代のP人の中に土地をまったく得ていない人がいれば、やはりその人にも賠償をする必要があるだろう。第3に、P+1番目の人が生まれてくる前に、すでに誰かが亡くなっているかもしれない。そうすると、その人の遺産は誰のものでもない自然資源になり、平等配分の対象になる¹⁷。ところが、人の遺産の中には、これもすでに述べたように、土地以外のものもあるだろうし、土地も天然のままというよりも改良されて価値が高まっている可能性がある。このようにさまざまな種類の物の価値を、金銭は共通の尺度で表すことができる。

第4節 地球基金

さて、少し上で述べた、第1世代のP人の中に土地をまったく得ていない人がいる可能性について、もう少し考えてみよう。その場合、どのようにして賠償を行うことができるか。ここでヒレル・スタイナーの発案を借用しよう——この賠償を仲介する機関が、「地球基金」である (Steiner: 270~273)。その賠償の仕組みは、こうである。まず、土地を所有している人は、所有している土地の代価を地球基金に支払う¹⁸。そうすると、地球基金には、すべての土地の総価額が集まる。これは誰がどのような土地をどれだけ所有しているかに関わらない。この総価額に対して、すべての人は平等な取り分に対する権利がある。したがって、地球基金は、この総価額をすべての人に平等配分する。こうして、土地の不平等な配分 (獲得) にもかかわらず、地球基金を通して、金銭的に自然資源の平等な配分が実現する。

けれども、話はそれで終わらない。P+1番目の人が生まれてくるからである。そのときの対処方法は、すでに述べた通りである。また、誰かが亡くなるかもしれない。そう

¹⁷ 遺贈権も相続権も自然権ではないという点については、拙論を参照 (浅野2009)。

¹⁸ ここで土地の所有権者は、必ずしも個人である必要はない。例えば、企業であってもよいし、国家であってもよい。

すると、その人の遺産が地球基金に加わる。地球基金は、遺産を競売にかけて売り、最高価額を受け取って、それをすべての人に平等配分する。こうした変化が絶え間なく起こる。よって、平等配分のやり直しが常に求められることになる。では、どうすればよいか。土地の所有権を時間的に分割することが考えられる¹⁹。時間的に分割された土地所有権は、土地賃借権に相当する。したがって、土地を獲得した人は、獲得した時点で地球基金に土地の代価を一括で支払うのではなくして、たとえば当該年度の土地の「賃借価値に等しい額」——要するに賃借料——を支払うのである。そうすると地球基金は、毎年、すべての土地所有者から総賃借料を徴収し、それと亡くなった人の総遺産を合わせた金額を、新たに生まれてきた人を含めてすべての人に平等配分することができるだろう。そうすると、すべての人は、自然資源の平等な取り分に対する権利を金銭の形で、毎年——あるいは毎月でもよい——受けとることになる。これは、結局のところ、すべての人に基本所得（Basic Income）を保障するということになる。

第5節 若干の検討

上の第3節～第4節では、私が左派完全自由主義の配分的正義論と考えるものを、ほぼ一方的に述べてきた。この第5節では、上の所論に対して考えられる疑問に答えるという形で、若干の検討を繰り広げていきたい。

第1に、私は上の議論で、土地とそこから取られ生産される物（動産）とを比較的単純に区別した。それはどういう区別か。その区別は妥当か。まずこの区別は、土地および土地に付属する物と、そこから労働によって切り離された物という区別である。ここでロック流の労働所有権論が生きてくる。自分のものでない物に自分の労働を加えたからといって、自分のものでない物が自分のものになるわけではない。しかし、平等な初期配分によって——平等でない場合には、賠償によって——自分のものになった物に自分の労働を加えて得た物（労働の成果・産物）は、自分のものになる。これは初期配分の対象ではないので、賠償の必要もない。他方、土地は、評価額が変動するとしても、土地そのものはいつまで経っても無くならない。永遠に初期配分の対象になる。

しかしながら、この説明——動産は労働の成果だから自分のものであって、賠償の必

¹⁹ これは、土地の購入代金を——例えば50年で——分割払いするというのとは異なる。

要がない——は、2点において十分でない。第1に、労働の成果である動産の中には、労働による付加価値部分と労働によらない自然資源要素とがある。例えば、木を伐採して机を作った場合、原材料たる木は、労働によらない自然資源である。労働による付加価値部分が賠償の対象にならないとしても、どうして労働によらない自然資源要素も賠償の対象にならないのだろうか。どうして、土地を獲得した人は賠償の必要があるのに、木を獲得した人は賠償の必要がないのだろうか。第2に、死者の遺産の中には、おそらく（土地だけではなくて）動産もあるだろう。例えば、机があったとしよう。この机も、初期配分の対象になる。けれども、こうした動産は、競売によって売り払われてしまう。こうした動産を買った人は、後々まで賃借料を払うということがない。どうして土地と動産とで、このように違うのか。故人の土地を競売によって買った人は土地賃借料を支払い続けるのに²⁰、故人の動産を買った人は賃借料を払い続ける必要がないのか。

動産は、遅かれ早かれ無くなってしまふ消費材だから賠償の必要がないのだろうか。そうでもない、動産の中には、アルミニウムや石のようにほとんど無くならないような物もある。また羊毛を産出し続ける羊のような生産材もある。

あるいはロックが言っていたように、労働が加わる前の自然資源はほとんど無価値だからだろうか（ロック：第5章42～43節）。これは、労働による付加価値に比べたら、自然資源の価値は無に等しいという意味である。それならば、自然の土地は無価値だということになるだろう。しかし、それは事実と反する。少なくとも私たちの想定では、土地は希少なもので、土地そのものにも価値がある。また労働の成果の中に取り込まれる自然資源要素にも価値がある。例えば、有用な鉱物が採掘される前の土地に比べて、採掘された後の土地は価値が下がっているだろう。それは、採掘された有用な鉱物の価値分だけの下落だろう。このことも、労働によらない自然資源に価値があることを示している。

ではなぜ、土地から取られた動産は賠償の必要がないのだろうか。それは、たんに賠償の仕方の違いにすぎない、とも考えられる。土地から取り出し可能な自然資源は、土

²⁰ 故人の土地の競売は、一定の土地賃借料（相場）を前提として販売価格が競られるか、あるいは販売価格なしで土地賃借料そのものが競られるか、いずれかの方法で行われようだろう。

地に付属している。だから、土地の評価の中には取り出し可能な自然資源の価値が含まれている。しかも、土地から取り出された自然資源が再配分の対象にならないという了解の下で、土地が評価される、と考えられる。つまり、土地から取り出し可能な自然資源は賠償なしで獲得されうるという了解の下で、土地を獲得する人は、土地に対する賠償を（分割払いで）行う²¹。故人の遺産である動産は、その全価値に対する賠償が一括払いで支払われるので、そうした動産を購入する人は後々まで賃借料を支払う必要がまったくない。

それでも、どうして土地から取り出し可能な自然資源は賠償なしで獲得されうると了解するのか。どうして故人の動産は、分割払いで賠償されるのではなくて、一括払いで購入されるのか。このように問われるかもしれない。そうすると結局のところ、それは、賠償目的で動産の所在を追跡し続けるのがやっかいだからという便宜的な理由になるだろう。

第2に、資源の初期配分の仕方としては、2通りの方法が考えられる。私は上で、毎年または毎月、その時々​​の総自然資源の価値をすべての生きている人に均等配分するという方法を述べた。それは基本所得という考え方に等しい。私たちは生きている限り、毎年または毎月、基本所得が保証されるので、飢え死にするということがないだろう。しかし、この方法は、不当に自由を制約していると批判されるかもしれない。というのは、資源の均等配分の受け取り方としては、毎年または毎月分割払いで受け取るのではなくて、人生の始めに一括払いで受け取ることもできるだろう。そのほうが、配分された資金を使う際の自由度が大きいだろうからである。このような一括払い方式の均等配分を、「基本資金」（Basic Stake）とも呼ぶ²²。

もう少し具体的に言えば、配分すべき総資源は、基本所得の場合と同じである。すなわち、その年のすべての土地の賃借料の総額と、亡くなった人の遺産（動産）の総額（競売売上高）を足した金額である。それを、その年に生まれたすべての人に均等配分

²¹ したがって、もし仮に取り出された自然資源がいつまでも再配分の対象になるのであれば、土地に対する評価はその分だけ下がっていただろう。そのようなやり方も可能であったかもしれない。しかしそれは技術的に、より困難だろう。

²² 八島の構想する自立積立金制度が、成人になった時点で均等配分を一括で受け取るという点で、この基本資金という考え方に類似している（八島：130～131）。アトキンソン：194～197も参照。

するのである。あるいは、その年に成年に達したすべての人に均等配分するのである。これは、誕生時点で均等配分するのか、成人になった時点で均等配分するのかという違いである。これは、人間がいつ人生を始めるのかという論点と関わってくる。自律的な人生の始まりを重視すれば、「成人になった時点で」ということになるだろう。反対に、人間が生まれた時点で人間としての権利を獲得すると考えるならば、「誕生時点で」ということになるだろう。今ここでは、どちらの時点で配分すべきかという問題には決着を付けないで、どちらの時点で配分することも可能だということだけを確認しておこう。要点は、(人生の)最初に全額を一括払いするということである。だから、今年に基本資金を受け取った人は、来年以降にも受け取ることができない。すべての人が1回だけ基本資金を受け取るのである。

そうすると、分割払いの基本所得と一括払いの基本資金は、どう違うのだろうか。基本資金は、最初に全額を一括でもらえるので、若い時に大金を利用することが可能であり、場合によっては散財することも自由である。それに対して基本所得の場合、大金を利用するには何十年も積み立てなければならない。その代わりに、将来にもらえるお金をあらかじめ使ってしまうということができない。その意味でより安全であり、家長(干渉)主義的だと批判されることにもなる。また人間は、早死にする人もいれば、長生きする人もいる。基本資金は早死にする人にとって有利であり、基本所得は長生きする人にとって有利だとも言えそうである。

けれども、そういう損得の話ではなくて、理論的にはどう違うのだろうか。基本資金のほうがより大きな自由を保障できるという点は、すでに述べた。その点では基本資金のほうが優れている。しかし私は、基本資金という方法ではなくて基本所得という方法を採用すべきだと考える。基本所得のほうが、資源の初期配分の平等という意図に整合的だからである。基本資金という方法の場合、誰の間で平等を実現するのか。それは、同年齢内の平等 (intra-generational conception of equality) である。別言すれば、年齢が異なれば平等が保証されない。しかしながら、そもそも資源の初期配分の平等を実現するために賠償という枠組みを考えたのは、先に来た人と後で来た人との間で平等を実現するためであった。もちろん、そこには、同時に来た人たちの中で先に資源を取ってしまった人と取れなかった人との間の平等を実現するという目的もあった。し

かしそれだけではなかった。この先に来た人と後で来た人との間の平等が、基本資金という方法では実現されない。

話を簡単にするために、土地の価値が変わらないとしよう。したがって土地の賃借料も変わらないとしよう。けれども、毎年亡くなっていく人の数は変わるだろうし、その人たちが遺していく遺産の総額も変わるだろう。もっと変動が大きいのは、毎年生まれてくる人間の数である。例えば日本では、1873年の出生数が約80万人であるのに対して、10年後の1883年の出生数は約100万人、15年後の1888年の出生数は約117万人である。あるいは1966年の出生数が約136万人であるのに対して、翌1967年の出生数は約193万人である。ただし、このようなごく短期的一時的な激変は数年分を平均化することで緩和することができるかもしれない。けれども長期的な変動は、そうはいかない。出生数は増加するだけではなくて、もちろん減少する場合もある。1973年の出生数が約209万人であるのに対して、1983年の出生数は約150万人である（総務省統計局）。そうすると、ある年に生まれてきた人たちと比べて、10年後あるいは20年後に生まれてきた人たちは、初期配分によって受け取る額がかなり少ないとかかなり多いということがありうるだろう。これでは、初期配分がぜんぜん平等ではない。そうではなくて、後から生まれてきた人にも先に生まれた人と同じだけの初期配分を保証するために、初期配分を毎年やり直す、すなわち毎年土地の賃借料と遺産の総額を集め、それを全員に均等配分するのである。そうすると、人生が時間的に重なるすべての人が、同じだけの初期配分を受け取ることができる。したがって、同年齢内の平等を保証する基本資金という方法よりも、異年齢間の平等（inter-generational conception of equality）を保証する基本所得という方法のほうが初期配分の方法として適切である。

第3に私は、自己所有権を前提した。ところが、私たちが自分で所有する身体には、生まれながらの素質・才能も含まれる。例えば、生まれながらに丈夫な人もいれば、病弱な人もいる。知的才能や身体的才能や芸術的才能に恵まれた人もいれば、それほど恵まれてない人もいれば、障害のある人もいるだろう。言うまでもなく、丈夫な身体や知的才能、身体的才能や芸術的才能はいいものであり、そうした資質・才能があることは私たちが生きていく上で有利である。要するに、生まれながらの資質・才能には質の差があり、私たちが生まれてきた時点で資質・才能は平等に配分されていない。このよう

な不平等を、ロールズならば「道徳的観点からは恣意的だ」と言うだろう（Rawls: 72、ロールズ: 98）。

人間の身体外の資源を外的資源と、身体内の資源を内的資源と呼ぼう。そうすると、こう言ってよいだろう——たとえ外的資源を平等に初期配分したとしても、内的資源の初期配分が不平等であったならば、出発点の平等は実現されないだろう。例えば重度の障害のある人にとっては、外的資源を平等に配分されたとしても、それだけではまったく十分でないだろう。競争の条件が平等に整えられたとはまったく言えないだろう²³。

こうした異論・疑問に答える1つの仕方は、自分の身体はたんに自己所有権の客体ではなくて、自己所有権の主体でもあると主張することである。すなわち、自分の身体は、自分を毀損することなしには自分から切り離しえないので、（再）配分の対象にならない、というわけである。たしかに、このような直観は非常に強い。それはコーエンが、健康な眼球の再配分に関して述べている通りである（コーエン: 99）——すなわち、健康な両目をもっている人から盲目の人に眼球を1つ移植することを正義に適っていると考える人は、誰もいないだろう。

いや、「誰もいない」というのは、言いすぎかもしれない。たしかに、健康な身体をもった人ならば、自分の身体を自分にとって不可欠なものだと感じているだろう。しかし、障害のある人ならば、自分の身体に疎外感を感じ、できることなら身体（の1部）を変えたいと思っているかもしれない。そういうことは、十分に考えられる。例えば、目の見えない人は、できることなら健康な眼球を移植してもらいたいと思うのではないだろうか。実際に、美容整形をする人は世の中にいるし、ほとんどすべての人が病気や怪我を治そうとするのである。

では、自己所有権と、内的資源の平等な初期配分に対する要求とを、どのように両立させればよいのだろうか。上で私たちは、外的資源の不平等な初期配分を賠償によって

²³ 競争の条件が平等であることは、自由競争という考えによって要請される。すなわち、自由競争が自由な競争であるためには、競争の条件とくに出発点が平等でなければならないと考えられる。ただし、この自由競争という考えは、最初に述べた自由・平等の原理とは別物である。したがって、ここでは、自由・平等の原理に、自由競争という考えが付け加えられているように思われる。しかし、これは恣意的な追加ではなくて、自然な拡張である。というのは、自由・平等の原理がすべての人に平等な道徳的資格を保障し、それが資源の初期配分の平等を要請するという構図は、外的資源と内的資源とで変わらないからである。

是正するということを考えた。そうであれば、内的資源の不平等な初期配分に関しても同じ方法、すなわち賠償による是正という方法が考えられるだろう。実際にスタイナーはそのような方法を考えているので、まずスタイナーの見解を見てみよう。ただし、スタイナーの見解は特異なので注意が必要である。スタイナーによれば、成人だけが自己所有権の主体であり、権利・義務の主体である。反対に子供は、自己所有権の主体ではなく、権利の主体でもない（Steiner：245）。では、子供に対する所有権をもつのは誰か。子供に対する所有権をもつのは、基本的に親である²⁴。親が子供を作ったからである。けれども子供に対する親の所有権は、完全な自由主義的所有権ではない。子供に対する親の所有権には、ある制限がある。それは子供が、完全には親の労働の成果ではない、親の労働の成果だけから成るのではないからである。

子供の成長にとって必要な要素は、基本的に2種類である。1つは遺伝情報であり、もう1つは親の労働である。言い換えると、子供は、生殖細胞系の遺伝情報に親が労働を加えることによって育ってくる。この遺伝情報は、親が作ったものではなくして、自然資源である。ところで、この遺伝情報には、すでに見たように、質的な差がある。生まれながらの資質・才能は、この遺伝情報によって決定されるからである。したがって、子供の遺伝情報という自然資源を取りすぎた親は、取らなすぎた親に対して賠償する義務がある。スタイナーの言葉で言えば、「より優れた遺伝的資質の子供を所有する親からそうでない親への再配分」が必要である（Steiner：277）。

子供の遺伝情報は、子供の成長とともに、理性的判断力を発現させてくる。そして子供が成人したときに、子供は自己所有権者になる。このときに、子供に対する親の所有権が切れる。これが、少し上で述べた、親の所有権に対する制限である。言い換えると、子供に対する親の所有権は期限付きの所有権である。

このような賠償によって内的資源の不平等な初期配分が是正される、とスタイナーは考える。しかし、スタイナーのこの特異な考え方にそのまま賛成することはできない。たしかに、内的資源の不平等な初期配分を賠償によって是正しようとするのは、よい考えである。問題は、スタイナーの考えの特異な部分である。すなわち、親には子供に対する所有権があり、子供は親の所有物だという考えは、受け入れられない。もし子供が

²⁴ 部分的には、親以外の人間、例えば政府の役人が子供に対する権利をもつ可能性もある（Steiner：245～246）。

親の所有物だったならば、子供の権利は守られえないだろう。親が子供を虐待することは、政府の役人が子供に対する部分的な権利をもつので、防ぐことができる、と言われるかもしれない。しかし、その場合でも、子供への虐待を妨げるのは、子供という財産に対する政府役人の権利であって、子供自身の権利ではない。したがって、親と政府役人が結託すれば、子供に対してどのような処遇をすることも自由である。スタイナーの考えでは、子供にはなんの権利もないからである。例えば、子供を医学実験に利用することもできれば、臓器製造工場として使用することもできるだろう。しかし、そのようなことは明らかに間違いである。子供は親（や他の大人）の所有物ではなくて、独立の権利主体である。

スタイナーが子供に権利はありえないと考えるのは、子供に理性的選択能力がないからである。しかし、権利の選択説に固執する必要はない。子供に関しては、利益という概念に依拠して権利を認めることができる。つまり子供にも利益はある。したがって権利もある、というわけである。子供の権利に対応して、大人には子供の利益を尊重する義務がある。そうすると、どういうことになるか。

内的資源の不平等な配分に関して、賠償の主体となるのは、親ではなくして子供本人である。したがって、生まれてきた時点で、内的資源をあまりにも少ししか受け取らなかった障害者は、賠償の受け取り手となる。賠償を支払う義務があるのは、障害のないすべての人である。他方で、内的資源を取りすぎた人はどうか。ここには、大きな問題がある。というのは、生まれた時点では、誰にどのような優れた資質・才能があるのかは、分からないからである。優れた資質・才能があるかどうかは、それが発現してくるまで分からない。また特異な資質・才能というだけでは、ほかの人と違う個性というだけで、必ずしも不平等にはならない。不平等になるのは、特異な資質・才能が特別に大きな収入をもたらした場合である。しかしその場合でも、特別に大きな収入の中でどれだけが優れた資質・才能に帰因するのか、どれだけが本人の努力によるのかを決めることは、実際上不可能である²⁵。そのことを考えれば、優れた資質・才能の持ち主に特別

²⁵ ここでは、優れた資質・才能に帰因する部分と本人の努力による部分とを実際上区別できないということから、すべてを本人の努力によるものと見なすという方向に推論している。けれども、ロールズならば、実質的に本人の努力による部分はないという方向に推論するかもしれない——その場合、特別に大きな収入を得た人に賠償義務を負わせることになるだろう。

（ただしロールズは、自己所有権を認めている。ロールズの巧妙な点は、自己所有権と人々の

に大きな賠償義務を負わせることは現実的ではない。この基本的な考え方をまとめると、こうである。

生まれながらに障害のある人は、内的資源の不足分を賠償という形で受け取る²⁶。賠償の義務は、障害のないすべての人が平等に負う。障害のない人が支払うべき1人あたりの賠償額を具体的に言うことはできない。その額は、障害のある人の障害の程度や障害のある人の数に依存するし、障害のない人の数にも依存するからである。ただしここで最も困難な問題は、特定の身体障害や知的障害に対してどれだけの金額が賠償として適切かという問題である²⁷。こうした困難な問題に対して私に答えがあるわけではない。人々の感覚によって決めるしかないだろう。他方で、優れた資質・才能の持ち主が特別な賠償義務を負わないという点は、理論的には不徹底である。けれども、現実的な困難を考えた場合、この不徹底はやむを得ないと考えられる。

協働の産物とを区別して考えるところにある。)しかし、個人の自由と責任を重視する完全自由主義の立場からは、ロールズ流の運命論的な推論に与することはできない。

²⁶ 何が正常・普通であり、何が障害かは、客観的に決定できる。まず、身体障害については、何が正常・普通であり、何が障害かは、(障害の程度の軽重も含めて)医学的観点から決定できるだろう。知的障害についても、身体障害のように簡単に目で見えるわけではないけれども、ほぼ同様に医学的検査によって決定できるだろう。精神障害になると、もう少し難しいけれども、医学的診断に依拠するしかないし、そうできるだろう。反対に、「英語話者ではない」というようなのは、障害ではない。

²⁷ ここには、そもそも身体障害や知的障害に対して金銭で賠償することができるか、という問題が潜んでいる。けれども、たとえ金銭によっては賠償できなくても、金銭的な賠償で代用するしかないだろう。

参考文献

- 浅野幸治 [2006]、「ジョン・ロックの私有財産論——その批判的再構成の試み」、
『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第2号』。
- [2009]、「遺産相続権の道徳的正当性」、『豊田工業大学ディスカッション
ペーパー 第3号』。
- A. B. アトキンソン、『21世紀の不平等』（山形・森本訳）、東洋経済新報社、2015
年。
- G. A. コーエン、『自己所有権・自由・平等』（松井・中村訳）、青木書店、2005年。
総務省統計局、「人口動態総括表—実数」、[http://www.stat.go.jp/data/chouki/02.
htm](http://www.stat.go.jp/data/chouki/02.htm) (2016年5月24日確認)
- ロバート・ノージック、『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限
界』（嶋津格訳）、木鐸社、1998年。
- 森村進、『ロック所有論の再生』、有斐閣、1997年。
- 八島隆之、「リバタリアニズムと論理整合的な制度についての試案——相続制度否定論
とその下で要請される三つの制度」、『法哲学年報』2005年度、125～134。
- ジョン・ロールズ、『正義論 改訂版』（川本・福間・神島訳）、紀伊国屋書店、2010
年。
- ロック、『統治論』（宮川透訳）、中公クラシックス、2007年。
- Lock, John. *Two Treatises of Government* Edited by Peter Laslett. Cambridge:
Cambridge University Press, 1988.
- Rawls, John. *A Theory of Justice*. Cambridge: Harvard University Press, 1971.
- Steiner, Hillel. *An Essay on Rights*. Oxford: Blackwell, 1994.

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第13号

発行日 2016年5月27日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp